

2014. 10. 20

## 障害児通所支援に関するガイドライン策定検討会（第2回）に向けての意見

○前回の策定検討会を踏まえ、下記内容にて追加意見を述べさせていただきます。意見を述べるに当たり、重症心身障害児支援に対し我々が日々大切にしている事、並びにこれは重要であると日々感じていることをお示いたします。

**1. 権利擁護について**

本ガイドライン構成案において権利擁護の視点を強く出すべきと考えます。権利擁護こそ福祉職の専門性の核心であり、福祉サービスの根幹に必要なものと考えます。関連する事柄として「ニーズに応じた適切な支援」や「苦情対応」「虐待防止の取り組み」が挙げられていますが「権利擁護」という言葉そのものをしっかり位置づけるべきと考えます。

**2. コミュニケーション支援・意思決定支援**

重度、重複障害を持っている障害児への支援の基本として、コミュニケーション支援があげられます。彼らが示す微かなサインも見逃さずしっかり答えること、或いは自己達成感（自分でできた感）を感じてもらえる支援を行うこと、また、たとえ重度の知的障害があろうとも、自分自身で選択し決定することを支援し、尊重すること（意思決定支援）を大切に取り組んできました。

**3. 医療的ケアの必要性**

医療を必要とする場合が多い重症心身障害児には看護職員による適切な医療的ケアが必要です。仮に福祉・介護職員が痰の吸引等に従事する場合は、法令に定められた研修を受ける必要があります。特に体調を崩しがちな重症児に対しては、きめ細かい観察を含む健康管理が欠かせません。上記コミュニケーション支援にも通じますが、快・不快や体調不良をうまく表明できない重症児に対しては職員の観察力が極めて重要です。職員配置に関しても専門職の配置等関連が出てきます。

**4. 障害特性に応じた適切な介護・介助**

心地よい介護・介助が重要であると考えます。ほとんどの重症児はADL面においては全介助です。障害特性に応じた適切な介助は重症児の生活の基本中の基本であることは間違いありません。

## 5. リハビリテーションの重要性

重症児にとって理学療法、作業療法などの訓練ニーズは高くなっています。放課後等ディに盛り込むべきものかどうかは議論ではありますが、報酬告示に示されている人員配置基準に機能訓練担当職員の配置が掲げられている点から重症児を対象とした児童発達支援と同等のサービスを提供する必要はあるのかもしれない。

\*上記内容は

- ・児童発達支援管理責任者向け、従業者向けガイドラインの小項目に関する意見となろうかと思いますが、設置者・管理者も当然認識しておくことは必要と考えます。加えて「放課後等ディサービスを提供するにあたっての基本姿勢」に盛り込むべきものも含まれているのではないかと考えます。
- ・障害種別での検討ではなく基本的に「こども」、「学齢児」に焦点を当てることの中で「障害特性」に着目する必要性は大いに感じます。
- ・重症児の場合は常時見守りが必要な就学児への支援ということになるかと考えられます。医療的ケアが必要な場合等、重症児の場合を踏まえた基本的な考え方について「放課後等ディサービスを提供するにあたっての基本姿勢」に明記しておく必要があると考えます。

## 6. 家族支援について

保護者や家族と近い距離に存在する事業であるからゆえに、保護者・家族の変化や思いにより敏感になることが求められると考えます。適切な関係機関へつなぐことももちろん重要ではありますが、日々のコミュニケーションを大切にする事、また家族の事情に合わせたサービス提供時間の柔軟な運用も事業所の工夫の余地があるのではないのでしょうか。

## 7. 家族の就労支援について

家族の就労支援・家族の自立支援については、「こども」に対する直接支援ではありませんが、それに匹敵する課題であると認識します。家族支援同様事情に合わせたサービス提供時間の柔軟な運用も考えられると思います。

全国重症心身障害日中活動支援協議会  
秋山哲生